

平成 2 0 年度

施政方針

島本町長 川 口 裕

1. はじめに

平成20年度一般会計をはじめ、各特別会計予算並びに関連する諸議案のご審議をお願いするにあたり、町政運営の基本方針と主要施策の大綱について、私の所信を申し述べ、議員のみなさまはもとより、住民のみなさまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、本年度は、私が町政運営を担って1期4年の最後の年度となります。この間における地方自治体を取り巻く環境は、大きく変化しており、とりわけ、財政状況が急速に悪化していく中で、慌ただしく駆け回ったように感じております。

このような厳しい状況ではありますが、今後とも、住民のみなさまの負託にこたえるべく住民福祉の維持・向上並びに本町のさらなる発展を目指し、全力を傾注してまいりたいと考えております。

私は、町長に就任以来、役場を住民のみなさまに近づけるため、「行動する役場」、「顔の見える行政」の実現を目指してまいりました。これまで、「町長席」の設置や「ことしの予算」、「きよねんの決算」の説明会を開催するなど、多くの住民のみなさまと直接、対話させていただき、たくさんのご要望や貴重なご意見をお聞きしてまいりました。

今後とも、これらの施策の充実を図るとともに、多くの住民のみなさまに町政に参画いただけるよう、「見える工夫」「見せる努力」を行い、役場をより身近なものとして、さらに開かれた町政運営に努めてまいります。

現在、地方自治体を取り巻く状況は、人口減少をはじめ、少子高齢化などの急速な伸展により、未だに景気回復や雇用の拡大を実感できないまま、特に、本町のような小規模自治体では、地域活力の低下が懸念されています。

このような状況のもと、本町の永年の夢でありましたJR島本駅につきましては、大阪府をはじめ、地権者のみなさまや多くの関係者のご理解とご協力をいただき、本年3月15日に開業を迎えることとなりました。感謝の気持ちでいっぱいです。

当日は、開業式典とともに、本町のタウンセールスプロジェクトチームにおいて取り組んでいただきました「手づくり感」のある新駅オープニングイベントの開催も予定しており、町内外から多くのみなさまにお越しいただき、本町の魅力を全国に発信し、本町の知名度をあげてまいりたいと考えております。

今後とも、JR島本駅の開業をひとつの契機として、本町の水とみどりなどの貴重な地域資源を有効に活用するとともに、自然と調和した利便性の優れたまちの実現を目指してまいります。

本格的な地方分権時代を迎え、課題が山積する中、「自己決定」「自己責任」のもとで住民福祉の維持・向上が強く求められています。

本町では、個性と活力あるまちづくりを一層推進するため、人口増加に繋がる施策の実施や優良企業の誘致など、本町のさらなる発展を目指した取組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

このため、現総合計画の見直しを前倒しで行い、第四次となります新総合計画の策定に向けまして、昨年12月に総合計画策定委員会を新たに発足いたしました。今後の土地利用計画をはじめ、人口減少、少子高齢化、環境問題などにも的確に対応できるよう、本町の将来を見据えたまちづくりを積極的に推進してまいります。

これからも、住民のみなさまをはじめ各種団体・機関と行政が力を合わせ、住民一人ひとりが誇りと愛着を持ち、島本町に住んでよかったと実感できるまちの実現を目指します。

なお、各種の施策の実施にあたりましては、財政基盤の確立が不可欠であります。近年、地方自治体の財政破たんが大きな社会問題となっております。

このようなことから、昨年、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体は、毎年度、財政健全化比率を公表することとされました。本町におきましても、町税収入の減少、また、税財政構造の大幅な改革により財政状況の硬直化が進行しており、財政健全化が最重要課題となっております。

平成19年11月に策定いたしました平成27年度までの長期財政収支見通しにおきましては、各種保有基金を毎年度取り崩して財源不足を補い、また、職員の大量退職に伴う退職金への対応は、国からの退職手当債の借入れにより、何とか収支の均衡が維持できる状況でございます。

このようなことから、小・中学校の耐震化、リサイクルセンターの新設、町立やまぶき園の建替えなどについては、先の財政収支見通しに盛り込まれておりません。これらの課題事業を実施するためには、徹底した歳出の削減とともに、歳入の確保が不可欠であります。

なお、本年度の予算編成にあたりましては、約7億円の財政調整基金等の取り崩しを余儀なくされ、財政健全化後の計画においても、平成27年度には、各種基金も底をつく見通しとなっております。

このような極めて厳しい財政状況について、職員はもとより、住民のみなさまとの共通認識・共通理解のもと、行財政改革の一層の推進を図ることにより、この難局を乗り越え、将来にわたり安定した行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

2. 町政の基本

次に、町政の基本方針について申し上げます。

本町の自主財源である町税収入につきましては、平成10年度以降減少傾向にあり、昨年度は、国の構造改革のひとつである三位一体の改革などにより、地方譲与税や地方交付税などが激減し、歳入全体において、経常的収入が大幅に減少するな

ど、ますます厳しい財政運営を余儀なくされたところであります。

本年度におきましても、町税収入見込みは、納税者人口や平均所得などの減少により、対前年度比において大幅に減少となる見込みであります。

このため、緊縮予算のもとで、より一層の効率的かつ効果的な行財政運営とともに、官民の役割分担の明確化を図り、住民と行政の協働によるまちづくりが不可欠であります。

このような状況のもと、本町の行財政運営につきましても、今まで以上に健全化に努めることが強く求められております。

不断の改革とともに、適切な事務処理の徹底など、常に施策の点検と見直しを行い、的確かつ着実な行財政運営を推進してまいります。

この基本方針のもとに、平成20年度当初予算を編成いたしました結果、予算規模といたしましては、

一般会計	85億6,000万円
各特別会計	63億8,292万円
水道事業会計	11億3,430万円
合計	160億7,722万円

でございます。

明日に希望を持ち、子どもや高齢者が輝くまちの実現を目指し、住民福祉の維持・向上並びに本町のさらなる発展に繋がるよう、全力を尽くしてまいりたいと決意を新たにしているところであります。

なお、大阪府の平成20年度予算につきましては、7月末までの暫定予算とされ、その後、本格予算を編成することとされています。

これに伴い、補助金などで、本町の本年度予算と齟齬をきたすことも予測されます。齟齬をきたした予算につきましては、その執行などに十分留意することといたします。

今後とも、本町の町政運営にさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3. 平成20年度主要施策

それでは、平成20年度の主要施策について申し述べます。

(1) 恒久平和と基本的人権尊重のまちづくり

まず、「恒久平和と基本的人権尊重のまちづくり」についてであります。

本町においては、昭和60年に「島本町人権擁護に関する基本条例」を制定し、『人権尊重のまちづくりを通じ、豊かな社会の実現を目指すことは、わたくしたちの重大な責務である』との認識のもと、人権意識の高揚・啓発、人権侵害の防止、差別の招来又は助長する行為の防止などの行政施策を推進してまいりました。

特に、同和問題については、行政書士等による戸籍の不正入手事件やインターネットなどを悪用した同和地区の名称、所在地等の情報を流布するなどの悪質な差別事象の防止に努め、差別解消に向けた取組みを国、府及び関係団体と連携して進めてまいります。

また、世界の恒久平和を願い、本町では、昭和62年(1987年)に私たちのまちの将来を担う子どもたちの未来が永遠に戦争のない平和な社会で、豊かな暮らしができるよう、「核兵器廃絶・平和都市」を宣言しました。

平和を愛し、核のない世界を創り上げるため、日本非核宣言自治体協議会の一員として、核実験の実施等に対し厳重に抗議するとともに、人権啓発推進協議会をはじめ人権関係団体と連携し平和の尊さの啓発に取り組んでまいります。

また、本年は、世界人権宣言が国連で採択されてから60年を迎えます。大きな節目を迎えるにあたり、行政、関係団体及び個人が人権宣言に盛り込まれた基本精神を踏まえ、様々な人権施策を積極的に推進してまいります。

男女共同参画につきましては、性別にかかわらず一人ひとりの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成18年に「島本町男女共同参画推進条例」を制定しました。ドメスティックバイオレンス被害や高齢者・児童虐待、外国人差別などの人権に関する課題は山積いたしており、あらゆる差別や人権侵害は、決して許されるものではありません。

本条例の制定の趣旨に基づき、豊かな社会の実現を目指すことは、私たちの重大な責務であると認識いたしております。

男女共同参画の実現に向けた取組みの輪がさらに大きく広がるよう、男女の人権意識の高揚・啓発、人権侵害の防止などに努めてまいります。

(2) 歴史と文化を大切に自然環境を生かした個性と活力のあるまちづくり

次に、「歴史と文化を大切に自然環境を生かした個性と活力のあるまちづくり」についてであります。

本年度におきましても、昨年度に引き続き、森林ボランティアの育成を図ってまいります。町有林の間伐をはじめ、森林の保全・整備等を行うとともに、住民のみなさまによるボランティア活動に対して助成を行うなど、積極的に支援してまいりたいと考えております。

昨年度実施しました「しまもと環境まちづくりセミナー」の参加者を中心に、本町の環境調査を行い、住民のみなさまによる環境基本計画の策定に向けて、「住民地域環境調査業務」に取り組んでまいります。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定しました、「第二期島本町地球温暖化対策実行計画」により、今後も継続して全職員がより一層地球温暖化対策に取組み、本町の事務事業から排出する温室効果ガス排出の削減に努めてまいります。

生活排水対策の一環として、公共下水道の整備が当分見込まれない地域における合併処理浄化槽設置費用補助制度を引き続き進めてまいります。

昨年度、公共下水道への水洗化の促進を図るため、「島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例」の一部を改正いたしました。今後とも、引き続き処理区域内でのし尿等の処理事業を極力減少させ、公共下水道への切替えを促進してまいります。

ごみの減量化及び資源のリサイクルを進めるため、自治会、子ども会等による集団回収の効率的な実施方法などについて、検討を進めてまいりたいと考えております。

清掃工場につきましては、設置後17年が経過しており、老朽化への対応が懸念されておりますが、新たな建て替えは事実上不可能なため、ごみ処理広域化を目指しつつ、現在の清掃工場を1日でも長く使用できるよう、今後も重点的な維持・補修に努めてまいります。

また、衛生化学処理施設につきましては、設置後42年が経過し、老朽化が著しく進行しております。今後の維持が難しい状況となっており、周辺自治会からも強い撤去要望が出されています。

しかしながら、広域化による処理の可能性は極めて低く、し尿中間処理施設を新たに設置するといった選択を余儀なくされつつあります。これを推進する

には、より一層の町財政の健全化が前提となります。困難ではありますが、避けて通れない本町の重要課題であり、議員各位のお力添えも賜りまして、早期解決に向け努力してまいります。それまでの間、最小限度の維持補修を行い施設管理に努めてまいります。

少子高齢化社会の急速な伸展のもと、年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人と同じように日常生活と社会生活を営むことができる移動の円滑化等が求められており、平成18年度から2ヵ年をかけて「島本町バリアフリー基本構想」を策定いたしました。

本基本構想に基づき、移動等の円滑化の障害となります迷惑駐輪や放置自転車等の対策として、JR島本駅開業を踏まえ、「島本町自転車等の放置防止に関する条例」を制定いたし、放置自転車禁止区域の拡大、撤去自転車の保管場所整備を行います。

あわせまして、JR島本駅東側自転車駐車場の利用状況等を勘案し、有料化を前提として、阪急水無瀬駅周辺駐輪場等の整備に向け検討を進めてまいります。

また、阪急水無瀬駅のバリアフリー化につきましては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、平成20年度から平成22年度までの3ヵ年において、エレベーターの設置等バリアフリー化整備事業の実施に対し補助を行ってまいります。

昨年度から、ふれあいセンター、清掃工場、上下水道部庁舎、消防本部庁舎の4施設につきまして、環境マネジメントシステムISO14001の認証取得のための取組みを進めてまいりました。

本年度におきまして、これらの施設を対象として、6月に認証取得の予定であり、今後は、全ての施設の認証取得を目指し、環境に配慮した事業活動を推進してまいります。

(3) 住民参加による住民と行政の協働したまちづくり

次に、「住民参加による住民と行政の協働したまちづくり」について申し上げます。

第三次島本町総合計画につきましては、平成14年に策定し、平成24年までの計画期間となっておりますが、JR島本駅の開業、また今後の大きな社会的潮流や行政需要の変化などに十分対応できるよう、新総合計画の策定に向け事務を進めてまいります。

通勤などで駅を利用される多くの住民のみなさまや、役場から距離がある地域の高齢者など、みなさまに役場へのより一層の利便性の向上に努めてまいり

たいと考えております。

例えば、住民票などの各種証明書の受付け、また図書館の図書等の返却やそのほかどのようなサービスを提供させていただけるのかも含めまして、「動く役場」として駅前並びに水無瀬川左岸地域などにおける行政出張サービスについて検討してまいります。

住民自治を実践するための指針となる「(仮称)まちづくり基本条例」の制定につきましては、これまで他自治体の実施状況などの検討を進めてまいりました。

本年度は、一般公募による外部委員などの参画のもと、「(仮称)まちづくり基本条例策定委員会」を設置し、本町としての主体的かつ自主性を活かした条例とすべく具体的な策定作業を進めてまいります。

平成19年3月に策定いたしました人材育成基本方針に基づき、職員のやる気を促し、意識改革を進めるためには、勤務評定制度の導入は不可欠と考えます。

このため、引き続き管理職員を対象とする評価者研修を実施するとともに、前年度、管理職員に限定し実施した試行的評価につきまして、対象範囲を拡大し実施してまいります。

また、公平性の高い昇任制度の確立を目的として、昇任試験制度を導入してまいります。

各種の事務事業の実施にあたりましては、P(プラン)、D(ドゥ)、C(チェック)、A(アクション)サイクルに基づき、チェック機能の強化を図り、ミスの防止とともに、管理職として果たすべき職務・職責に関する認識がより深まるよう改めて徹底してまいります。あわせて、管理職手当のあり方についても見直しを行います。

なお、セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの防止に向けた取組みにつきましても、積極的に推進してまいります。

(4) 安全で安心して暮らせる豊かな住環境のあるまちづくり

次に、「安全で安心して暮らせる豊かな住環境のあるまちづくり」についてであります。

本町の長年の夢でありましたJR島本駅につきましては、関係各位のご協力を得て3月15日に開業することとなりました。

今後はこのJR島本駅をまちづくりの新しい核として、本町の活性化に努めてまいりたいと考えております。

また、関連事業として整備を進めております「町道桜井50号線」につきましては、諸般の事情により、一部供用開始が遅れておりますが、早急に全線の供用を開始できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、JR島本駅西側に設置を予定しておりました自転車駐車場につきましては、有料となりますことから、当面の利用状況を勘案して設置の可否を検討してまいります。

今後、高齢化の伸展などに伴い、救急出動件数が増加するなか、応急手当の普及啓発の推進に努めるとともに、さらなる傷病者の救命率の向上を図るため、高度救命処置を行うことが可能となる救急救命士の養成を継続して行い、住民の救急要請に的確に対応してまいります。

また、防火対象物の査察及び高齢者への対応、一般住宅の防火診断・巡回広報などを積極的に実施するとともに、火災の予防及び各種被害の軽減に努めて安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

東南海・南海地震の発生が危惧される中、万一の災害発生時に、住民のみなさまが迅速かつ安全に避難できるとともに、少しでも二次的被害が軽減されるよう「大阪府住宅・建築物耐震10カ年戦略プラン」の基本方針及び昨年度策定した「島本町住宅・建築物耐震化促進計画」に基づき、新たに「島本町地震ハザードマップ」を作成いたします。また、平成15年度に全戸配布いたしました「島本町洪水ハザードマップ」の見直しを行ってまいります。

公共施設の耐震化につきましては、耐震補強などを計画的に推進していくため、平成18年7月、庁内に「島本町公共施設耐震化検討委員会」を設置し、種々検討を加え、この度公共施設耐震化計画を策定いたしました。

今後におきましては、財政の健全化を積極的に推進するなかで、できるだけ速やかに本計画に基づき、庁舎をはじめとする公共施設の計画的な耐震補強が実施できますよう検討してまいります。

ふれあいセンターにつきましては、住民のみなさまの利便性の向上とともに、効率的かつ効果的な施設運営を図るため、指定管理者制度の導入について事務を進めてまいります。

水道事業につきましては、将来的な安全・安定給水の確保に向け、毎年度計画的に行っています石綿セメント管の布設替えと鉛管対策としての老朽給水管の布設替えを実施いたします。あわせまして、前年度実施できなかった国道171号横断配水管布設を予定いたしております。

本年度も地下水の保全と有効活用を図るため、さく井の改修工事や揚水試験を実施し、適正揚水量の把握に努めてまいります。

大藪浄水場の運転管理業務につきましては、平成5年度から、土曜日、日曜日、祝日及び夜間の職員が勤務しない時間帯について委託しておりますが、より効率的な経営に努めるため、本年度から平日も含め全面委託をしてまいりた

いと考えております。

なお、従来どおり、浄水場長は町の職員を配置し、委託業者との協議・調整を十分に行い、運転管理に万全を期してまいります。また、水道法に基づき、清浄にして豊富低廉な水の供給を基本とした経営に努めることはもちろんのこと、危機管理についても、なお一層徹底してまいります。

大阪府営水道の受水水量につきましては、昨年度と同じ水量を予定しており、複数水源による安定供給を推進し、引き続き健全経営のもと住民福祉の向上に努めてまいります。

公共下水道事業につきましては、非常に厳しい財政状況ではありますが、国庫補助金、公共下水道債及び資本費平準化債を最大限活用し、本年度は東大寺四丁目、若山台一丁目・二丁目の整備を実施するとともに、今後の実施設計と主要な管渠等の地震対策の一環として、下水道地震対策緊急整備計画の策定を行います。

また、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線の供用開始が平成21年12月に予定されていることから、それにあわせまして、同高槻島本雨水幹線への接続方法や維持管理等について検討を行ってまいります。

今後も、公共下水道への接続率の向上や事業の見直しを行うとともに、受益者負担の原則を踏まえ、「第四次行財政改革プラン推進計画」に示されております下水道使用料の改定について、議員各位及び住民のみなさまのご理解が得られるよう事務を進めてまいります。

(5) 保健・医療・福祉の充実した共に支えあうまちづくり

次に、「保健・医療・福祉の充実した共に支えあうまちづくり」についてであります。

少子高齢社会に対応し、地域福祉の充実を図るため、平成16年3月に策定した「島本町地域福祉計画」の見直しを行います。身近な地域の相談役としての民生委員児童委員や小地域ネットワーク活動の推進拠点である社会福祉協議会と連携を密にし、地域のひとり暮らし高齢者をはじめ、子どもから大人まで安心して住み続けられる地域づくりを推進してまいります。

障害者施策につきましては、平成19年3月に策定した「島本町障害福祉計画」の見直しを行うとともに、障害者の自立支援に向けた施策の推進や適切なサービス提供に努めてまいります。

生活保護制度につきましては、経済的給付を中心とする現在の生活保護制度から、被保護者の自立支援に向けた取組みを進めてまいります。

また、専任の面接相談員を配置し、要保護者に対する相談支援体制の強化に

努めてまいります。

妊産婦に対する施策につきましては、妊娠・出産にかかる経済的不安の軽減を図るとともに、少子化対策の一助として、妊婦健康診査の公費助成を現行の1回から3回に拡充いたします。

また、里帰り出産など、大阪府外で妊婦健康診査を受診した場合につきましても、公費助成の対象といたします。

さらに、妊婦健康診査の重要性について、積極的に周知に努めてまいります。

子育て支援策につきましては、引き続き園庭開放をはじめとする諸事業を推進するとともに、児童虐待防止の取組みを進めてまいります。また、「就学前の子どもの教育と保育環境の整備についての基本方針」につきましては、これまで、住民福祉審議会において、今後の保育行政のあり方など、長期間にわたり慎重にご審議をいただきました。

その結果を踏まえ、今後、適切に対応してまいりたいと考えておりますが、厳しい財政状況とともに、さらに一層の厳しさが見込まれます平成27年度までの長期財政収支見通しを勘案いたしますと、今後、数年間の正職保育士の大量の定年退職などに伴う相当の正職保育士の補充は、極めて困難な状況にあり、町立保育所2園の運営に必要な最低限の正職の保育士が確保できない状況となります。

また、町立保育所と民間保育所の保育料や保育士の配置基準も全く同様であるといった前提での、直営堅持と民営化による将来的な必要経費の比較などからも、町立保育所など各種公共施設の民営化（指定管理者制度を含む。）は、不可避であると認識しております。

また、本年度から在宅子育て支援の拡充の一環として、「つどいの広場」を民間により実施できますよう支援してまいります。

介護保険事業につきましては、「第3期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、事業を推進するとともに、昨年度に引き続き保険料の激変緩和措置を継続いたします。また、平成21年度からの第4期計画の策定に向けて事務を進めてまいります。

介護予防事業につきましては、「いきいき百歳体操」を核として、より多くの住民のみなさまがご参加していただけるよう支援を続けるとともに、口腔機能向上に向けた新たな取組みに着手いたします。

高齢者虐待につきましては、高齢者虐待防止ネットワークを活用し、その防止に努めます。また、ひとり暮らし年長者等の社会的な孤立を防止する取組みを検討してまいります。

国民健康保険事業の運営につきましては、国民皆保険を堅持し、将来にわた

り医療保険制度を持続可能なものとしていくため、「医療制度改革大綱」に基づき、医療費適正化の総合的な推進及び新たな高齢者医療制度の創設、並びに保険者の再編・統合等所要の措置を講じることとされています。

その医療改革の一環として、本年4月から実施されます後期高齢者医療制度につきましては、新たに創設された制度であり、これまでも住民のみなさまへの周知に努めてまいりました。

今後とも、事務執行が円滑に推進できますよう、大阪府後期高齢者医療広域連合など関係機関との連携を図り、円滑な実施に努めてまいります。

また、本年4月から医療保険者に義務付けされました特定健診・特定保健指導につきましては、メタボリックシンドロームに着目した健診・指導を行うことで医療費の適正化を進めてまいります。

(6)生涯学習の振興と次代をになう子どもたちのふるさと教育の充実したまちづくり

次に、「生涯学習の振興と次代をになう子どもたちのふるさと教育の充実したまちづくり」についてであります。

教育環境面につきましては、園児・児童・生徒にとって、幼稚園や学校が安全で学びやすく、豊かな人間形成の場としてより充実したものとなるよう、教育環境の整備・拡充を図ってまいります。

本年度は、第三小学校の屋上防水等改修工事及び第二小学校の多目的室整備工事を実施してまいります。

子どもたちの安全を脅かす事件が多発する社会状況の中、子どもたちを犯罪から守りその安全を確保するため、メロディーパトロールなどの啓発活動や、学校安全ボランティアとの連携を図り、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てるといった共通認識のもと、地域と一体となって子どもたちの安全確保に努めてまいります。

幼稚園が積極的に保護者の子育て支援を行っていくため、各幼稚園において預かり保育を実施してまいりました。

本年度は、この取組みを継続しながら、さらに一步踏み込んで幼稚園事業のより一層の充実を図るため「幼保一元化」を目指し、町立第一幼稚園において就労支援型の預かり保育が実施できますよう準備を進めてまいります。

学童保育室につきましては、今後とも、より健やかな子どもの育成の場となりますよう、保育環境と保育内容の充実を目指し、整備を図ってまいります。

学校給食につきましては、本年度から、第二小学校の給食調理業務の一部民間委託を実施いたします。安全性の確保はもちろんのこと、児童の健全な心身

の発達を図るため、栄養バランスのとれた給食、食指導の一層の充実を目指してまいります。

子どもたちや保護者の願い、地域の実態を踏まえ、創意工夫をしながら「特色ある幼稚園及び学校づくり」を進めてまいります。

「英語教育特区」の取組みを継続し、幼稚園、小・中学校に派遣する英語指導助手、英語支援講師を活用しながら、子どもたちの英語力の向上、特に英語を使ったコミュニケーション力の向上を目指してまいります。

子どもたち一人ひとりの「自ら学ぶ意欲」と「豊かな学力と人間性」を育成する取組みを積極的に進めてまいります。

平成17年度から実施しております「島本町学習状況調査」を継続して実施し、その分析を踏まえ、授業方法の工夫改善、指導形態の工夫、家庭学習の支援、自学自習力の育成など、学力向上のための具体的な方策を各校で検討し、取り組んでまいります。

また、発達障害を含む障害のある子どもたち一人ひとりの教育的なニーズに応じた「支援教育」を積極的に進めてまいります。

子どもたちの豊かな人間力の育成を目指す「研究事業」をすべての幼稚園及び学校で積極的に進めてまいります。

子ども理解、学習指導、生徒指導、幼稚園及び学校運営について互いに連携を図りながら、「幼小中一貫教育」の研究を継続して行ってまいります。

また、「島本町フロンティア教育推進協議会」を定期的を開催し、研究成果を共有し町全体の学校力の向上に努めてまいります。

地域の温かいご支援をいただきながら、様々な体験活動を通して、子どもたちに「豊かに生きる力」を育成してまいります。地域人材による授業や体験活動、中学生の職場体験学習などにより、次代をになう子どもたちの豊かな心を養い、勤労観・職業観を育み、コミュニケーション力や情報活用力を高める「キャリア教育」を積極的に展開してまいります。

また、「中学校部活動指導者派遣事業」や「学校・園支援ボランティア・ネット」の整備など、幼稚園及び学校が地域人材を活用するための支援体制の充実を図ってまいります。

地域に根ざした信頼される学校運営を展開していくため、「学校協議会連絡会」を定期的を開催し、積極的に情報交換を行い、各学校協議会の充実を図ってまいります。

また、児童・生徒及び保護者が学校を評価する「学校教育自己診断」の結果を学校運営に反映させるための制度を構築し、展開してまいります。

子どもたちや保護者の教育相談に対応するため「町教育センター」の機能を充実させてまいります。

いじめ、不登校、虐待などに係る教育相談や、児童・生徒の発達についての検査及び専門性豊かな相談を実施いたします。

また、不登校児童・生徒の個々の状況に見合った「適応指導」を行い、無理のない学校復帰を支援してまいります。

「島本町生涯学習推進計画」に基づき、「町全体が学びの場」となるよう、子どもから高齢者までのニーズを把握し、住民のみなさまと行政の協働により、現在実施しております各種生涯学習事業が、さらに充実するよう取り組んでまいります。

住民参加の活力あるまちづくりに欠かせないボランティア活動をさらに推進するため、町内のボランティア活動情報の一元化を図り、その活動を支援することを目的として「(仮称)島本町ボランティア情報センター」の設立に向けた取組みを進めてまいります。

青少年健全育成事業につきましては、引き続き、住民のみなさまとの協働により青少年自身が主体的に活動し、体験する機会となる事業展開を推進してまいります。

本町の文化財保護を推進するため、「島本町文化財保護条例」を制定し、それに基づき、文化財の保護についての啓発を進めるとともに、文化財保護審議会を設置し、対象となる文化財の調査及び審議を進め、町文化財の指定を行ったうえで、その保護に努めてまいります。

本年度から正式開館する町立歴史文化資料館につきましては、本町の新しい玄関口にある施設であり、町内外に誇れるまちの歴史と文化をアピールする拠点となるよう、また情報の発信基地としての機能の充実に努めてまいります。

また、多くの住民のみなさまに活用していただけるようなイベントについても開催してまいりたいと考えております。

社会人権教育につきましては、人権が尊重される豊かな人間関係づくりに主体的に取り組んでいただけるよう、各種生涯学習事業とも連携を図りながら推進してまいります。

家庭の教育力の向上を目指して、家庭教育学級に代表される地域親学習支援事業をPTA活動と連携しながら積極的に進めてまいります。

一人ひとりのライフスタイルに応じて「いつでも」「誰でも」気軽にスポーツやレクリエーションに親しみながら、体力づくりと健康維持や仲間づくりの機会を提供する役割を担っている総合型地域スポーツクラブの育成に必要な支援

を行ってまいります。

子どもたちの読書活動を向上させるため、「島本町子ども読書活動推進計画」に基づき、幼稚園及び学校との連携をさらに強め、図書の出張貸出しやブックトークなど、町立図書館事業の一層の充実を図ってまいります。

また、町立図書館に関わっていただいている、「おはなし会」をはじめとするボランティア活動も支援してまいります。

4. むすび

平成20年度一般会計予算をはじめ、各特別会計の予算のご審議を仰ぐにあたり、私の町政運営の方針と施策の大綱を申し述べました。

現在、景気動向につきましては、概ね回復基調にあるといわれていますが、地域間におけるばらつきなど、全体的に景気回復が及んでいない状況であります。

このような中で、本町では、JR島本駅の開業を機に、行政と地域住民が協働した取組みとして、本年1月に「しまもと賑わいづくり協議会」を発足いたしました。

本年度は、JR島本駅のオープニングイベントを開催いたしますが、今後とも継続して本町の賑わいづくりとともに、環境などに配慮した取組みを行い、住民のみなさまの心のふれあいと連帯意識を育むまちづくりを展開してまいります。

議員のみなさまはもとより、住民のみなさまには、さらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。